

第1回米原市景観まちづくり会議 議事録 要旨

1. 日 時：平成23年10月6日（木） 午後2時30分～午後5時15分

2. 場 所：米原市役所近江庁舎 2A会議室

3. 出席者：

○出席委員 10名（敬称は省略）

会 長	吉見 静子	岐阜女子大学 名誉教授
副会長	井口 貢	同志社大学 教授
委 員	北村 正隆	有限会社景樹園 代表取締役
〃	高橋 順之	米原市歴史・文化財保護室 文化的景観担当
〃	高木 弘重	米原市商工会工業部会からの選出
〃	法雲 俊邑	東草野まちづくり懇話会 座長
〃	安藤 隆一	大学連携により現地調査に参加した学生
〃	舟橋 麻里	まちづくり活動を積極的に活動されている市民
〃	疋田 礼子	まちづくり活動を積極的に活動されている市民
〃	粕淵 暉	まちづくり活動を積極的に活動されている市民

○欠席委員 2名（敬称は省略）

委 員	須藤 明子	株式会社イーグレット・オフィス 専務
〃	島田 廣巳	一級建築士事務所匠工房 代表

○事務局

泉 市長
藤本 土木部長
鏑田 都市計画課長
宮川 都市計画課長補佐
高橋 都市計画課主幹
畑野 都市計画課主任
株式会社パスコ 武田、田中

4. 次第：（1）あいさつ

（2）景観に関する講演

（3）米原市景観計画の策定について

（4）会長および副会長の選出について

（5）市民および事業者へのアンケート内容の検討

（6）その他

5. 議 事

(1) あいさつ

1) 開会挨拶

2) 市長挨拶

- ・ 本市では「絆で築く元気な米原市づくり」を重点目標として施策を推進している。その1つに本市の特色や地域性を活かしたまちづくりを推進するため、景観計画と景観条例を定めることにした。
- ・ 本市は水源の里である。豊かな自然と調和した景観を引き継ぐために様々な意見を頂戴したい。
- ・ 景観計画の策定にあわせて奥伊吹を重要文化的景観に選定し、活性化につなげていきたい。

3) 事務局紹介

4) 委員紹介

(2) 景観に関する講演

1) 岐阜女子大学 吉見 名誉教授による講演

2) 同志社大学 井口 教授による講演

委 員： 米原市らしさについて聞きたい。

吉見教授： 水と街道である。

井口教授： 伊吹山である。水も街道も含めて、旧町に共通した生業の風景をつくってきた。

(3) 米原市景観計画の策定について

(事務局より資料説明)

(4) 会長および副会長の選出について

- ・ 委員の互選により、会長には吉見委員、副会長には井口委員が選出された。

(5) 市民および事業者へのアンケート内容の検討

(事務局より資料説明)

- ・ 委員の意見を参考にして、市民アンケートの内容及び周知の方法を再考する。会長と副会長に修正案を報告した上で、発送に向けた準備を進めることに対して委員の了承を得た。

1) 市民アンケート

委 員： アンケートの回収率を上げるため、調査票の配布前に広報等を行うのか。

事務局： 景観まちづくりの取組について、広報まいばら8月15日号で周知に努めた。今後もホームページや伊吹山テレビ等を活用して、調査票の回収率が上がる努力をしたい。

委 員： 広報紙を読まない人が多い。地域単位で、景観まちづくりやアンケートの周知を図る必要がある。

会 長： 分かり易い景観の事例とアンケートの趣旨を説明した回覧板を回すのが良い。

事務局： チラシを作成し、回覧板等で周知します。

委 員： 景観という言葉が分かり難いため、表現を景色に変更することや景観の事例を示すことで、回答者が容易に理解できる工夫が必要である。

副会長： 広報まいばら8月15日号のコピーをアンケート用紙と一緒に配布してはどうか。「景観

とは」という説明文は、アンケートの依頼文の下に記載したほうが良い。

事務局： 景観に関する説明をアンケート依頼文の下に記載するようにします。また、広報まいばらのコピーはアンケートに同封します。

委員： 問7-1の大切にしたい景観の選択肢の中に伊吹山を入れてはどうか。

委員： 私の住んでいる所からは霊仙山も見える。住民にとって、目印となる山々の景観は様々である。

副会長： 世界遺産の白川郷は、近景と遠景の両方が評価された。遠景も対象となることが分かる伊吹山の選択肢を設定するのが良い。

事務局： 選択肢4に代表的な山である伊吹山と霊仙山を追記します。

委員： 遠くから伊吹山を見る景観に加えて、上から下を見下ろす、広い範囲が見渡せる景観を選択肢に加える必要はないのか。

事務局： 景観の捉え方は、遠景、中景、近景で異なる。景観計画で定めるルールは、近景や中景を主な対象とするため、遠景の選択肢を用意していません。

委員： 問11と問12において、唐突にルールという言葉が出てくるため、良好な景観の保全におけるルールの必要性について説明した方がよい。

事務局： 説明文を追加します。

2) 事業者アンケート

委員： 滋賀県の景観計画は、製造業だけが規制の対象となっているのか。

事務局： 滋賀県の景観計画は、大規模な建築物等を全て規制の対象としています。アンケートは、産業振興の観点から既存工場の増改築等に対する景観規制の支障の有無を把握するため、対象を製造業に限定しています。

委員： 流通施設やスーパー等から景観計画の改善要望は出ていないのか。

事務局： 今の段階では出ていません。

委員： 看板は、景観計画の規制対象となっていないのか。

事務局： 一定規模以上の看板は工作物に該当するため、規制の対象となります。規模が小さい看板であっても屋外広告物に該当する場合は、滋賀県屋外広告物条例でルールが定められています。

3) その他の意見

委員： 景観のルールに反した場合、罰則はあるのか。

事務局： 罰則は景観法に規定されています。

委員： 米原八景を募集しているが、八つだけではなく応募があったものを拾い上げてPRしてほしい。米という文字を分けて八十八景とか。

事務局： 仮称であり、応募状況などを参考にして委員会で意見をいただきたいと思います。

(6) その他

- ・ 駅前広場のモニュメントについて意見交換を行った。

(7) 閉会

1) 事務局挨拶